

令和4年度「介護職員就業促進プロジェクト事業」受託事業者公募要領

1 事業名

令和4年度介護職員就業促進プロジェクト事業

2 公募の趣旨

本事業は、介護業務への就業を希望する者を介護施設等で雇用しながら、介護福祉士実務者研修(以下「実務者研修」とする。)の取得を支援することで、質の高い介護人材の確保及び育成を図るため、受託事業者を公募する。

3 実施主体

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 宮城県福祉人材センター(以下「人材センター」という。)

4 実施スケジュール

4月中旬 申し込み開始

4月28日 申込締め切り

5月中旬 第1次受託事業者の決定

人材センターホームページに受託事業者公開

ハローワーク及び人材センターに求人票公開(求人申請は、すみやかに行うこと。なお、既に採用決定されている場合は公募された求人により採用された方を対象とする。)

4月～ 雇用の確保と、実務者研修の受講

～3月 勤務内での実務者研修修了と人材センターへ実績報告及び委託金の請求

5月中旬以降 第2次受託事業者決定

5 事業の受託事業者

宮城県内で介護事業を実施している事業所(別表1「対象となる介護サービス事業の一覧」参照)のうち、年度内に、介護従事者を雇用・確保し、その人材が介護業務に従事しながら「実務者研修」を修了できるよう育成・指導を行う事業所とする。

6 事業概要

(1) 事業内容

本事業は、介護業務への就業を希望する者を、宮城県内の介護施設等において雇用し、介護労働に従事させるとともに、勤務の一部として実務者研修を受講させるものである。

(2) 事業期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(3) 対象者

本事業の対象者は、上記事業期間中に新たに採用した者(令和4年4月1日採用者含む)で、介護業務への就業を一度は行ったことのある離職者、潜在有資格者を優先とし、学校等を卒業した未就業者や福祉未経験者等(本事業採用時に離職者となることが決まっている就業者を含む)も対象とする。

ただし、介護福祉士資格取得者及び既に実務者研修を修了した者は対象外とする。

その他の判断がつかない資格を持った方の応募については、その都度人材センターへ確

認を行うこととする。

(4)雇用予定者数 30人程度。(本事業による全雇用予定者数)

(5)雇用対象施設等

宮城県内で別表1「対象となる介護サービス事業の一覧」に定める介護サービスを提供する施設及び事業所(以下「施設等」という)とする。ただし、令和4年4月1日時点において、開設後1年以上を経過している介護事業所を少なくとも1事業所保有している事業者であること。

(6)雇用条件等

ア 雇用形態

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間内で、実務者研修修了を最低の期限とした有期雇用とする。ただし、有期雇用契約終了後、本事業によらず継続雇用するよう努めなければならない。

イ 雇用条件

労働基準法等の労働関係法令を遵守するとともに、法令の規定に従って各種社会保険に加入し、保険料を支払うことを要する。

また、就業時間は週20時間以上40時間以内とする。

なお、就業時間には、介護労働従事時間、研修受講時間及び研修機関と施設等との通常の移動時間を含む。

ウ 対象施設等の雇用人数

アの期間を通じて、1事業所1人とし、1事業者(法人)あたり2人を上限とする。

(7)求人公開

受託事業者は、本事業の対象者を広く募集するため、ハローワーク及び人材センターに求人公開を行うこととする。また、人材センターのホームページで本事業受託事業者を公開する。

ただし、それ以外にも受託事業者において採用のための積極的な取組を行うこと。

(8)雇用確定状況確認書類の提出

受託事業者は、対象者を雇用した場合、雇用した月の翌月5日までに雇用確定状況のわかるものとして「雇用状況届出書・雇用条件等対象者確認書」(報告様式1)、「離職者確認書類の写し(履歴書、その他に雇用保険受給資格者証など失業者であることを証明できるもの)」を人材センターへ提出するものとする。

(9)介護労働への従事

ア 対象者は、受託事業者の施設等において介護労働に従事するものとする。

イ 対象者の就業時間、その他労働条件については、受託事業者の就業規則等によるものとする。

ウ 受託事業者は、対象者に有期雇用契約期間中の賃金を、原則として月払いにより支払うものとする。

(10)研修の講座の受講

ア 受託事業者は、対象者の保有する資格の有無に応じて「実務者研修」を受けさせること。保有する資格とは、介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、介護に関する入門的

研修, 介護職員基礎研修, 訪問介護員養成研修 1 級課程, 訪問介護員養成研修 2 級課程, 訪問介護員養成研修 3 級課程修了者をいう。

イ 受託事業者は, 対象者が有期雇用契約期間中に実務者研修を修了するよう, 勤務時間の割り振り等において必要な配慮を行うとともに, 対象者には有期雇用契約期間中に研修を修了するよう指導するものとする。

(11) 人材の育成

ア 受託事業者は, 対象者の資質を向上させるため, 対象者の介護職としての経験や保有する資格等を踏まえ必要な実務知識・技能を習得させるとともに, サービスの実践力が高められるよう育成するものとする。

イ 受託事業者は, 対象者の指導担当を定め, 継続的に支援を行うこととする。

(12) 担当責任者の選定

ア 担当責任者は, 委託期間中継続して本委託業務に従事することができる者とする。やむをえず, 担当者の変更になる場合は, 必ず人材センターへの報告及び後任者へ本事業の引継ぎを行うこと。

イ 担当責任者は, 人材センター担当者との連絡調整を担うこと。

ウ 担当責任者は, 職場内での本事業の理解促進につとめ, 本事業が円滑に実施されるよう取り組むこと。

エ 担当責任者の他に副担当者を配置し, 担当責任者が不在の場合等に対応できる体制を整えること。

(13) 実績報告書の提出

ア 受託事業者は, 対象者の雇用が終了した場合, 雇用終了日を基準とした以下に定める期日(最終期限 令和5年(2023 年)3月31日)までに実績報告書(実績報告様式 1, 2-1 ~2-7)及び請求書(実績報告様式 3)並びに受講日のわかるタイムカード等の参考資料を人材センターに提出すること。

イ 提出すべき参考資料について, 対象者の雇用終了が3月末であり, 3月 31 日の期限に提出が困難な場合は, 実績報告書及び請求書を期限内に提出した上で, 後日に参考資料が整い次第速やかに提出すること。

7 応募手続き

(1) 応募資格

ア 応募者は応募日において, 以下の(ア)から(コ)すべて満たしている事業者とする。

(ア) 上記6(5)の雇用対象施設等を運営していること。

(イ) 令和5年(2023 年)3月 31 日まで, (ア)の事業を継続する見込みがあること。

(ウ) 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。

(エ) 労働者名簿, 出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿を整備していること。

(オ) 労働保険に加入していること。

(カ) 令和4年4月1日時点から起算して過去 1 年間に, 労働基準法等の労働関係法令, 社会福祉法, 老人福祉法または介護保険法に基づく罰金刑以上の刑に処されていないこと。

(キ) 令和4年4月1日時点から起算して過去 1 年以内に, 社会福祉法, 老人福祉法また

は介護保険法に基づく改善等の命令または指定の取消し若しくは効力停止等の行政処分を受けていないこと。

(ク)介護保険法に基づく勧告を受けた場合にあっては、期限までに改善措置をとり、報告を行っていること。

(ケ)運営する全ての介護サービスを提供する施設等が、介護保険法第115条の35の規定に基づく介護サービス情報の報告を行い、調査を受けていること(介護保険法施行規制に基づき、介護サービス情報の報告及び調査の対象とならない施設等を除く)。

(コ)暴力団、暴力団員が役員となっている団体又は暴力団と密接な関係を有する団体のいずれも該当しないこと。

イ 応募資格を満たさない施設等については、応募書類の提出があった場合でも対象としない。また、応募資料に不備があるものは対象とならない場合がある。

(2) 応募に係る経費の負担

この応募に係る経費は、すべて応募者の負担とする。

8 応募書類

(1) 提出する応募書類 応募申込書(申込様式1)

(2) 最初に上記応募申込書を令和4年4月28日(木)(消印有効)まで郵送で受付ける。基本先着順とし、地域のバランス等を考慮して決定する。※メールでの提出は受け付けない。

(3) 応募事業所に結果を人材センターより連絡する。

(4) その他

ア 提出後の応募書類の差し替えは、原則として認めない。

イ 提出された応募書類の返却は行わない。

9 委託料

(1) 金額

ア 雇用した対象者を実務者研修に派遣している際の代替え職員相当分

受講時間数×単価

上限:573 千円(無資格者)

※有資格者の場合は、保有資格により受講時間が異なる(修了研修別受講時間数(別表2)参照)

イ 対象者の実務者研修の受講経費(実費)

上限: 120 千円(税込み)

ウ その他対象者の介護労働等にかかる経費(管理事務費) 一律: 40 千円

エ 支払額

委託料は実績内訳(実績報告様式 2-1～7)で確定した額を請求書に基づき支払うものとする。

(2) 使途

本事業の委託料は、以下のアからウまでの費用に充当するものとする。

ア 雇用した対象者を実務者研修に派遣している際の代替え職員相当分

イ 対象者の実務者研修等の受講経費(実費)

ウ その他、対象者の介護労働等にかかる経費(管理事務費)

①本事業に係る書類作成等の事務相当費用

②対象者が介護労働において使用するユニフォーム等の経費

(3) 支払方法

ア 当月に雇用を開始した対象者がいる場合、対象者を雇用した月の翌月 5 日までに雇用状況届出書(報告様式 1) 及び雇用通知書等の写しを提出すること。人材センターは提出を受け、当該対象者に係る委託料の上限額を確定する。

イ 対象者の雇用が終了した場合、定める期日までに、実績報告書(実績報告様式1、2-1～7) 及び請求書(実績報告様式3) 並びにタイムカード等の参考資料を人材センターに提出するものとする。

人材センターは請求金額確定後、各月請求書の提出締切日から 30 日以内(最終期限令和5年4月5日締切分は月末まで)に受託事業者に委託料を支払う。

ウ 委託期間内に対象者を雇用しなかった場合及び雇用した者が実務者研修を修了しなかった場合、受託事業所が要した経費について、委託料を支払うことはできない。

10 個人情報の取扱いについて

(1) 本事業における個人情報の取扱いは、別紙「個人情報取扱特記事項」に基づき適正に管理するものとする。

なお、個人情報の取扱いに関する過失(例:書類管理上での紛失、書類の誤発送、外部への情報流出など)が発覚した場合、本事業委託元の宮城県と協議の上、然るべき対応を行う必要がある為、受託事業者は、速やかに人材センターの担当者に連絡し、指示を受け、対応すること。

(2) 本事業利用者が事業期間中に知り得た情報の取扱いについては、受託事業者が定める就業規則等によるものとする。

11 その他

(1) 応募書類に虚偽の記載をするなど、不正行為のあった応募者については、契約の対象としない。また、委託契約の締結後に不正行為が明らかになった場合は、契約を解除することがある。

(2) (1)の場合においては、人材センターが不正行為により被った損害の賠償を請求することがあるほか、当該応募者は今後、本事業に係る受託事業としての応募資格を失うものとする。

(3) 受託事業者は、受託期間中及び受託期間後も、本事業利用者に対する雇用状況報告や、現地調査等に積極的に協力することとする。

(4) 研修受講経費について、対象者が途中退職若しくは事業期間中に資格取得に至らず、9(3)ウに定める条件を満たさずに委託料で賄うことができない場合、事業対象期間後の受講継続及び受講料の負担については、対象者本人と受託事業者と協議の上、決定すること。

(5) 対象者の募集は、受託事業者各自で行うことを踏まえ、本事業の応募に当たっては各事業者の募集計画に則し、適切な募集枠を設定するよう留意すること。

(6) 受託事業者は、人材センターが求める書類を指定された提出期限内に提出すること。期限までに提出されない場合、来年度以降本事業が実施された場合に申請を認めない場合もあるので留意すること。

(7) 国や他の自治体等の実施する他の事業においても、本事業により受講する研修費用の

助成(教育訓練給付金, 介護福祉士修学資金貸付等)を同時に受けている, または受ける
予定のある者は対象外となる。

(8) 本公募に関する不明点については, 下記担当まで問い合わせをすること。

<問い合わせ及び提出先>

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会

福祉人材課(宮城県福祉人材センター) (担当者: 菅原・小梁川)

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-7-4

電 話 022-262-9777 FAX 022-261-9555